

京都市告示第481号

計量法第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり指定しました。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

1 指定定期検査機関の名称及び所在地

一般社団法人京都府計量協会

京都市伏見区深草下川原町1番地の1コトーハイツ伏見稻荷C棟325号

2 定期検査を行う地域

京都市内全域

3 定期検査を行う特定計量器

質量計

4 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日

(計量検査所)